

株 主 各 位

東京都港区六本木一丁目6番1号
株式会社マネーパートナーズグループ
代表取締役社長 奥 山 泰 全

第9回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、平成25年6月16日開催の当社第9回定時株主総会におきまして、下記のとおり報告並びに決議されましたのでご通知申しあげます。

なお、第9回定時株主総会の報告事項、決議事項につきましては、当社のホームページに「第9回定時株主総会招集ご通知」を掲載しておりますので、ご覧いただけます。

敬 具

記

- 報 告 事 項**
1. 第9期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第9期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）計算書類報告の件
- 本件は、上記の1. 及び2. の内容について報告いたしました。

決 議 事 項

第1号議案

剰余金処分の件

本件は、原案どおり承認可決され、剰余金の期末配当金は、普通株式1株につき金100円と決定いたしました。

第2号議案

定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決され、単元株式数（売買単位）を100株に統一することを目的として全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」（平成19年11月27日付）及び「売買単位の100株と1,000株への移行期限の決定について」（平成24年1月19日付）の趣旨に鑑み、平成25年5月15日開催の取締役会において、平成25年10月1日をもって当社株式を1株につき100株の割合で分割するとともに、単元株式数を100株とする単元株制度を採用することについて決議したことに伴い、単元未満株式の権利を定めるため、第8条（単元未満株式についての権利）を新設いたしました。

また、条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うとともに、第8条新設の効力発生日を定めるため附則に所要の規定を設けました。

なお、定款一部変更の内容につきましては、当社ウェブサイト (<http://www.moneypartners-group.co.jp/>) に掲載いたしております。

第3号議案 取締役5名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、奥山泰全氏、福島秀治氏、佐藤直広氏、白水克紀氏、中西典彦氏の5名が再選され、それぞれ就任いたしました。

第4号議案 取締役に対する業績連動報酬に関する件

本件は、原案どおり承認可決され、第10期につきましても取締役の報酬額は、固定報酬を「年額350百万円以内」とした上で、固定報酬とは別に業績連動報酬を実施することとなりました。

なお、業績連動報酬の具体的内容は、次のとおりであります。

(1) 対象期間

第10期事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）を対象期間とする。

(2) 支給総額の算定方法

当社グループの連結経常利益（A）から10億円を控除した金額を計算の基礎とし、これに3.0%を乗じた額を業績連動報酬の支給総額とする。ただし、百万円未満は切り捨てる。

なお、その総額は150百万円を超えないものとする。

$$\text{業績連動報酬支給総額} = (A) - 10\text{億円} \times 3.0\%$$

(3) 支給の条件

① 連結経常利益が10億円以上かつ連結営業利益、連結当期純利益のいずれも利益を計上しているときに支給する。

② 中間配当、期末配当ともに実施しないときには支給しない。

③ 剰余金の配当額や経営状況により、(2)の計算方法による支給総額を取締役会の決議をもって減額することが出来る。

(4) 各取締役への配分方法

支給総額の支給対象となる各取締役への配分については、取締役会に一任する。

以 上

なお、本株主総会終了後に開催された取締役会において、代表取締役及び役付取締役が次のとおり選定され、就任いたしました。

代表取締役社長 奥 山 泰 全

この結果、平成25年6月16日現在における取締役及び監査役は次のとおりとなりました。

代表取締役社長	奥	山	泰	全
取 締 役	福	島	秀	治
取 締 役	佐	藤	直	広
取 締 役	白	水	克	紀
取 締 役	中	西	典	彦
常 勤 監 査 役	山	本	壯	兵 (注)
常 勤 監 査 役	平	野		明
監 査 役	鈴	木		隆 (注)
監 査 役	澤		昭	人 (注)

(注) 山本壯兵氏、鈴木隆氏、澤昭人氏は、社外監査役であります。

期末配当金のお支払いについて

第9期の期末配当金（1株につき100円）は、同封の「第9期期末配当金領収証」により、最寄りのゆうちょ銀行又は郵便局の貯金窓口で払渡し期間内（平成25年6月17日から平成25年7月31日まで）にお受け取りくださいますようお願い申し上げます。

その他、お受け取りの際には、「第9期期末配当金領収証」裏面のご注意書きをご覧ください。

また、次回より口座振込をご希望の場合は、お取引証券会社にてお手続きください。

上場株式配当等の支払いに関する通知書について

租税特別措置法の平成20年改正（平成20年4月30日法律第23号）により、平成21年1月からお支払いする配当金について、支払配当金額や源泉徴収税額等を記載した支払通知書を通知することとなっております。株主様はこの支払通知書を確定申告の添付書類としてご使用ください。

配当金領収証にて配当金を受領される株主様につきましては、支払通知書を兼ねる旨を記載しました「配当金計算書」を同封しております。

銀行口座等への振込みによって配当金を受領される株主様は、平成24年と同様の対応となります。

株式数比例配分方式によって配当金を受領される株主様につきましては、配当金計算書をお送りいたしますが、この配当金計算書には支払通知書を兼ねる旨が記載されません。平成26年の確定申告の添付書類としてご使用いただける支払通知書につきましては、お取引の証券会社等へご確認ください。

お知らせ

平成24年度の当社業績の概要並びに経営戦略等についてご説明した「第9期営業のご報告」を同封しておりますので、ご高覧いただきますようお願い申し上げます。

電子公告制度について

当社は、電子公告制度を採用しており、公告すべき事由が生じた場合は、次のホームページアドレスに掲載いたします。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告による公告をすることが出来ない場合は、日本経済新聞に掲載いたします。

公告掲載のホームページアドレスは次のとおりであります。

<http://www.moneypartners-group.co.jp/>